

高山市議会  
議会改革等に関する特別委員会  
中間報告書

平成22年3月

## はじめに

21世紀は、人々の価値観の多様化、少子高齢社会の到来、経済構造の変革などにより、産業・就業構造の見直し、年金や医療などの社会保障制度への対応、地域社会の維持、深刻化する環境問題など、これまでの価値観が変わる大きな時代の転換点にあります。

こうした社会経済構造の変化の中、地方においては地方分権改革の推進が求められ、地方自治体は、「地域のことは地域で考え決めていく」という自主自立のまちづくりをすすめています。

高山市においても、こうした状況を踏まえつつ、平成17年2月に1市2町7村が合併して新たなまちづくりをすすめ、5年を経過したところです。

こうした時代の大きな変革の波を受け、平成21年12月9日、高山市議会では議員全員で構成する「議会改革等に関する特別委員会」を設置し、時代が求める高山市議会のあるべき姿を明らかにすることにより、市民の負託に応えられる議会の実現をめざすことを目的として、議会改革等に関する事項について調査研究を始めました。

特別委員会には、全体会のほか、課題について詳細な調査研究を行うための3つの分科会と、全体の調整を行う小委員会を設け、第1分科会では高山市議会の基本理念と議員の責務、第2分科会では議会機能、第3分科会では議員定数・選挙区について、それぞれ調査研究を行ってきました。

議会改革等に関する特別委員会では、平成22年3月下旬を調査研究活動の中間とりまとめの時期とし、今回、中間報告書を作成したところです。

今後は、とりまとめた調査研究結果について、全議員が地域に出向き、市民の皆さんに直接説明を行うこととしています。また、議会改革等に関する特別委員会では、高山市議会のあるべき姿の実現をめざし、議会活動及び議員活動のあり方、議会の体制等に関わる重要な事項について、引き続き調査研究を行う予定です。

## 目 次

1. 高山市議会の現状と課題	1
2. 高山市議会のあるべき姿	3
3. 高山市議会のあるべき姿の実現をめざして	4
(1) 基本理念	
(2) 議会の活動原則	
(3) 議員の責務及び活動原則	
(4) 新たな取組み～委員会活動を中心にした政策形成サイクル	
(5) 議員定数・選挙区	
4. 今後の個別検討事項	11
「高山市議会のあるべき姿」の体系	13
資料	14
1. 運営方針	
2. 分科会、小委員会設置要綱	
3. 委員構成	
4. 活動履歴	

## 1. 高山市議会の現状と課題

地方自治体を取り巻く社会経済情勢や高山市議会の現状を踏まえ、高山市議会の課題について、「市民と議会との関係」、「市長と議会との関係」、「議員間の関係」の3つの視点で整理します。

### (1) 市民と議会との関係

(現状)

- ・議会の活動内容がわからないと感じている市民が多くいらっしゃいます。
- ・合併による議員及び職員数の減少等により、地域の将来に大きな不安を抱く市民がいらっしゃいます。
- ・議員の定数や報酬について議会への批判があります。
- ・市としての一体感の醸成が求められています。
- ・自治体の自己決定、自己責任が求められる中、市民と行政の協働・連携が必要となっています。

(課題)

- ・市民に対し、議会活動について十分な説明を行うこと
- ・議会として市民の声を聴く機会を設け、市民の多様な意見を集約し、市民意見に基づく政策を立案すること
- ・議会改革に取り組むとともに、議会の一員である議員は、市民の代表として資質の向上に努めること
- ・議会の一員である議員は、地域代表としてだけでなく、大所高所に立った市民代表として活動すること
- ・行政への市民参加を促進すること

### (2) 市長（執行機関）と議会との関係

(現状)

- ・自治体の自己決定、自己責任が求められる中、市長が提案する政策の内容を吟味し決定したり、予算の立て方や税金の使われ方等のチェックを行う議会の責任がますます重くなっています。

(課題)

- ・議員間の討議を踏まえた合意に基づいて決定を行うこと
- ・政策を審査する力と行政を監視する力を向上させること
- ・拡大する議決責任をしっかりと負うことのできる体制や仕組みを整えること

### (3) 議員間の関係

#### (現状)

- ・自治体の自己決定、自己責任が求められる中、議会の権限の及ぶ範囲も拡大されつつあります。
- ・自治体の自己決定、自己責任が求められる中、議会からの政策提案が求められています。

#### (課題)

- ・的確な決定を行うために、議員同士の活発な議論を通じて審議を深め、合議体（チーム）として合意形成に努めること
- ・政策の立案・提言を行うために、議員同士で活発な議論を行うこと

## 2. 高山市議会のあるべき姿

高山市議会の課題を踏まえ、課題解決に向けて進むべき方向性を、「高山市議会のあるべき姿」として以下に示します。

高山市議会は、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会をめざす。

※内容は今後議論を重ね、より良いものにしていきます。

H22. 1. 14 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 1. 22 議会改革等に関する特別委員会 協議・合意

### 3. 高山市議会のあるべき姿の実現をめざして

「高山市議会のあるべき姿」を実現するために必要と考えられる事項について、以下のとおり整理します。

#### (1) 基本理念

「高山市議会のあるべき姿」の実現に向けた基本的な考え方である「基本理念」を以下に示します。

地方分権一括法の施行により、各自治体において真の地方分権の実現に向けた取組みは大きな課題となっている。高山市は平成17年の市町村合併により日本一広い市域となった。高山市民がどの地域においても住みよいまちづくりをすすめるための議会の役割と責任はますます大きくなっている。また、議員には不断の研さんによる資質の向上が求められている。

地域主権といわれる中で、主権者である市民の信頼に応え、民主的で公平・公正な議会づくりをすすめるための考えと方向性についてまとめた。

#### ○市民の代表機関としての議会

議会は選挙で選出された議員で構成されており、市民の代表として市民の多種多様な声を集約し、市政に反映することが責務である。議会の透明化とともに市民への説明責任を果たし、情報の共有化をすすめ、市民とともに歩む開かれた議会づくりをすすめる。

#### ○二元代表制の一翼を担う議会

地方自治体においては、それぞれ選挙で選出される首長と議会の二元代表制をとっている。首長の執行権等に対し、議会には議決権、調査・検査・監査請求権等の権限が与えられているが、地域主権がすすむ中で議決責任はさらに重くなり、監視・評価機能の強化が求められることから、議会は市民との関係を踏まえ、首長と緊張感のある関係の中で活動をすすめる。

#### ○議員間の討議を重視し議会としての合意形成を図る

議会は合議制機関であることから、広報広聴機能を強化し、市民の意見に基づく積極的な議員間の討議を踏まえた合意に基づいて議決や政策立案・提言を行ったり、市民への説明を行うなど、合議体としての役割を適切に果たす。

※内容は今後議論を重ね、より良いものにしていきます。

H22. 1. 22 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 1. 28 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 2. 5 議会改革等に関する特別委員会 協議・合意

## (2) 議会の活動原則

「基本理念」に基づく「議会の活動原則」を以下に示します。

- 市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めるものとする。
- 公平性、透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営に努めるものとする。
- 広報広聴機能を充実し、把握した市民の意向に基づいた、独自の政策立案や政策提言に取り組むものとする。
- 二元代表制の一翼を担う議会は、政策の決定及び行政の執行について監視し、その評価に責任を持つものとする。
- 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、議会におけるより深い審議、審査に努めるものとする。
- 議会は地域主権、住民主権を基礎とする住民の代表機関であることを自覚し、常に組織の見直し及び活性化に努めるものとする。

※内容は今後議論を重ね、より良いものにしていきます。

H22. 1. 28 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 2. 5 議会改革等に関する特別委員会 協議・合意



### (3) 議員の責務及び活動原則

「基本理念」に基づくとともに、「議会の活動原則」を踏まえた「議員の責務及び活動原則」を以下に示します。

#### (議員の責務)

これまで検討された「議会のあるべき姿」を実現するための基本理念を具現化するための議会活動をすすめる議会の一員として、公平・公正・誠実に活動をすすめる、市民の代表者としての責任を果たさなければならない。

#### (議員の活動原則)

議員は次に掲げる原則に基づき活動する。

##### ○ 議員としての資質の向上に努める

議員は市民の代表として市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質向上のための不断の研さんを行うこと。

##### ○ 市民全体の福利の向上をめざす

議員は議会の一員として、一部の地域や団体の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上をめざすこと。

##### ○ 議員間の自由討議を重んじる

議員は議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を重んじること。

##### ○ 政策立案・提言のための調査研究に積極的に取り組む

議員は政策立案・提言のための調査研究に積極的に取り組むこと。

※内容は今後議論を重ね、より良いものにしていきます。

H22. 2. 5 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 2. 10 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 2. 18 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 2. 24 議会改革等に関する特別委員会 協議・合意

#### (4) 新たな取組み～委員会活動を中心とした政策形成サイクル

「議会の活動原則」及び「議員の活動原則」に基づく新たな取組みとして、「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」を以下に示します。

今回の議会改革の新たな取組みである「政策形成サイクル」の骨格をなす「市民との意見交換会」、「政策討論会」については、既存の委員会活動の充実を志向する中で位置づけることにより、議会活動の複雑化を回避しつつ、市民意見を踏まえた議会の「監視機能」及び「政策立案機能」の向上を図る。実施に当たっては、基本計画策定の後、必要に応じて条例・規則の改正及び要綱等の作成を行い、平成22年度より試行しながら将来の制度化をめざす。

#### ポイント

- ・ 委員会活動の充実 → 「監視機能」「政策立案機能」の向上
- ・ 広大な市域の市民の意見の吸い上げ → 政策への反映

#### 市民との 意見交換会

- ・ 班別で実施
- ・ 毎定例会後に実施
- ・ 高山地域、支所地域で実施
- ・ 定例会等の報告と市民からの意見聴取

#### 広報広聴委員会

- ・ 市民との意見交換会、政策討論会の企画・調整
- ・ 広報紙の発行  
※市民との意見交換会の際には広報紙を活用

#### 政策討論会

- ・ 様々な政策課題について認識を深める
- ・ 常任委員会での議案審査力の向上、政策立案等につなげる
- ・ 全員協議会形式
- ・ 必要に応じて開催

#### 主な課題

- ・ 市民との意見交換会の訪問地区及び班構成等の検討
- ・ 広報広聴委員会構成等の検討（広報機能と広聴機能の分離）
- ・ 各会の位置づけ → 基本計画の策定等



※内容は今後議論を重ね、より良いものにしていきます。

H22. 2. 24 議会改革等に関する特別委員会 協議

H22. 3. 2 議会改革等に関する特別委員会 協議・合意

## (5) 議員定数・選挙区

「高山市議会のあるべき姿」の実現に向け、「基本理念」、「議会の活動原則」、「議員の責務及び活動原則」に基づく議会活動、議員活動を、新たな取り組みである「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」とともに有効に機能させることのできる新たな体制としての「議員定数・選挙区」を以下に示します。

議員定数は、現在の定数36人から12人削減し24名とし、選挙区は全市一区とする。

議員定数・選挙区については、以下の5つの観点から詳細な検討を行い、さらに、厳しい社会の現状を踏まえて導き出したものです。

- ①高山市議会のあるべき姿、基本理念、議会の活動原則、議員の責務及び活動原則、委員会活動を中心にした政策形成サイクル
- ②広大な市域
- ③市民の立場
- ④行財政改革・自治法改正
- ⑤類似他都市の状況

合併して5年が経過し、まだまだ様々な思いはありますが、広い市域の一体感を議会自らがリーダーとして推進し、時代が求める高山市議会のあるべき姿を実現するために、市民との意見交換会などの広報広聴活動を含む議会機能の強化などの議会改革を常に推進しながら、開かれた議会をめざし、二元代表制の一翼を担う議会として、議会及び議員の活動の充実を図っていかうとするものであります。

また、数々の貴重な意見が出され、多くの議論もなされました。この中で明記しておかなければならない点は、議会には、多種多様な意見をもった議員が必要であり、そのためには、28人から30人の議員が必要ではないかという考え方があったということ、また、広い地域に鑑み、26人以上いなければ新たな取組が十分にできないのではないかという意見があったことも付け加えて報告します。さらに、合併特例期間という中、それぞれの地域から議員が選出しにくくなるのではないかと不安視する声もあったことを報告いたします。

- H22. 2. 10 議会改革等に関する特別委員会 協議
- H22. 2. 18 議会改革等に関する特別委員会 協議
- H22. 2. 24 議会改革等に関する特別委員会 協議
- H22. 3. 2 議会改革等に関する特別委員会 協議
- H22. 3. 12 議会改革等に関する特別委員会 協議
- H22. 3. 19 議会改革等に関する特別委員会 協議
- H22. 3. 23 議会改革等に関する特別委員会 協議・合意

#### 4. 今後の個別検討事項

「高山市議会のあるべき姿」の実現に向け、今後、具体的に議論していく予定の重要事項について以下に列挙します。

##### (1) 議会活動に係る事項

今後、具体的に議論していく予定の重要事項を以下の通り整理します。

- ◎ 早期に取り組むべき事項
- 行政と協議を重ねる事項
- ◇ 今後の検討課題とすべき事項
- 一部対応済であるが充実へむけ努力する事項

	項目	主な内容
◎	広報広聴機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報広聴委員会の設置</li> <li>・ 議会報の発行</li> <li>・ 市民との意見交換会(議会報告会)の実施</li> <li>・ 議会情報の積極的公開</li> </ul>
◎	政策形成サイクルの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民との意見交換会(議会報告会)の実施</li> <li>・ 政策討論会の実施(議員間討議)</li> <li>・ 会議規則への位置づけ</li> </ul>
◎	委員会運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の制度化</li> <li>・ 協議会段階からの論点情報の整理</li> <li>・ 参考人制度の活用</li> <li>・ 議員間討議</li> <li>・ 委員任期の複数年制の導入</li> </ul>
◎	議会における組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報広聴委員会の設置</li> <li>・ 会派代表者会議の見直し</li> <li>・ できる規定による附属機関の設置</li> <li>・ 会議規則への位置づけ</li> </ul>
○	9月議会における決算認定及び予算要望へのサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会の在り方(招集時期、通年議会等)</li> <li>・ 政策討論会における議論</li> </ul>
○	議決事項の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の重要な計画における議決事項の追加</li> <li>・ 総合計画基本計画の追加</li> <li>・ 評価と進行管理について</li> </ul>
◇	正副議長任期の2年制と立候補制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慣例(1年交替)の見直し</li> <li>・ 選出方法の見直し</li> </ul>
◇	本会議における質疑、質問の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問の対面方式、一問一答方式の導入</li> <li>・ 反問権の付与</li> <li>・ 予算議会における代表質問制の導入</li> </ul>

	項目	主な内容
<input type="checkbox"/>	開かれた議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情・請願への対応</li> <li>・ハンデキャップを持った傍聴者への配慮</li> <li>・傍聴者への資料配布</li> <li>・議会開催についての広報</li> <li>・傍聴の呼びかけ</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	事務局体制の充実	

## (2) 議員活動に係る事項

今後、具体的に議論していく予定の重要事項を以下の通り整理します。

項目	議員の活動原則	主な検討課題
市民と議員の関係	1. 市民意見の把握	・市民意見の聴取について
	2. 市民全体の福利	・議会の一員としての説明責任について
議員間（会派間）の関係	3. 合意形成のための自由討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の運営について</li> <li>・政策討論会のあり方について</li> </ul>
議員個人（会派）	4. 自己の資質向上	・会派について
	5. 政策の立案・提言のための調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員研修について</li> <li>・会派視察について</li> <li>・政務調査費について</li> <li>・海外行政視察について</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派代表者会議について</li> <li>・費用弁償について</li> <li>・議員報酬について</li> <li>・選挙公営制度について</li> <li>・議員親睦会について</li> <li>・高山市議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟について</li> </ul>

## (3) 議会の体制に関すること

### ①議員報酬について

新たな議会の体制を踏まえ、議員に求められる議会活動、議員活動の内容に基づき、ふさわしい議員報酬のあり方について検討します。

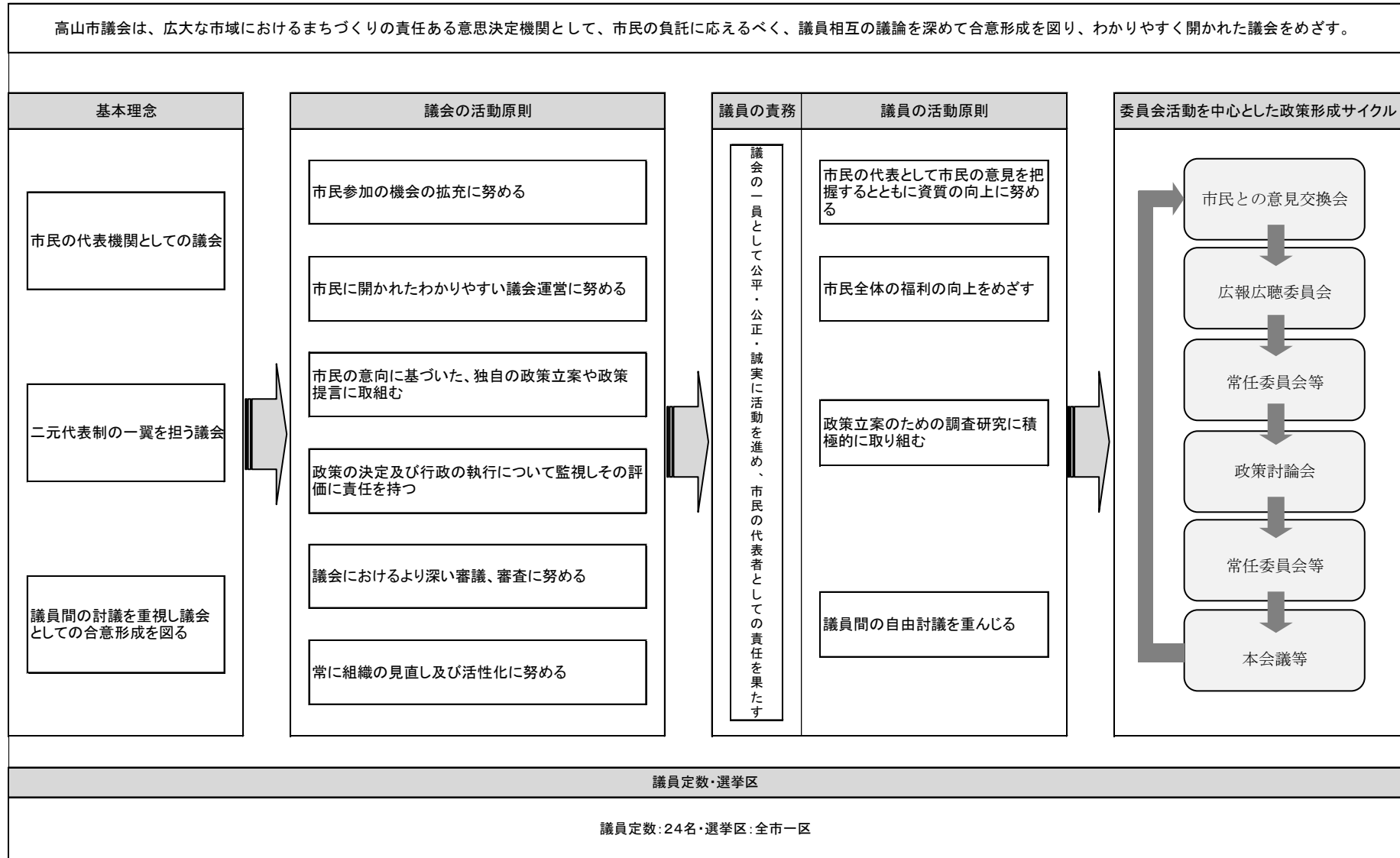
### ②議会基本条例の制定

高山市議会のあるべき姿を踏まえ、高山市議会の基本的な事項について定めた最高規範としての議会基本条例の制定について検討します。

### ③選挙公営制度について

選挙公営制度に係る現状と課題について調査し、新たな議員定数・選挙区の下での選挙公営制度のあり方について検討します。

## 「高山市議会のあるべき姿」の体系





# 資 料

# 議会改革等に関する特別委員会の運営方針

(平成21年12月9日決定)

議会改革等に関する事項についての調査・検討を通じて、時代が求める高山市議会のあるべき姿を明らかにすることにより、市民の負託に応えられる議会活動、議員活動の実現をめざす。

## I. 各会の役割について

1. 特別委員会： 分科会の調査研究結果を基礎として、議会における様々な課題についての認識を深めるとともに、議会としての方向性をとりまとめる機関(条例、予算等の議決案件は本会議で最終決定)
2. 分科会： 特定課題について調査研究を行い、その内容を特別委員会に報告する調査研究機関
3. 小委員会： 特別委員会及び分科会の運営方法の検討、分科会間の連絡調整等を行う調整機関

## II. 各会の活動について

### 1. 特別委員会について

以下の議題について順次議論し、議会としての方向性をとりまとめる。

- (1) 高山市議会のあるべき姿
- (2) 基本理念
- (3) 議会の活動原則
- (4) 議員の責務及び活動原則
- (5) 議員定数・選挙区のあり方
- (6) 議会活動のあり方
- (7) 議員活動のあり方
- (8) 議員報酬
- (9) 議会基本条例

### 2. 分科会について

特別委員会の議題を分割し、それぞれ専門的に調査研究を行う。

#### (1) 調査研究のすすめ方：

議会は、社会情勢の変化に対応できているか、付与された権限や機能を生かし切れているかなど、現状分析を十分に行った上で課題の抽出を行い、課題の解決策を検討する。調査研究の状況については毎特別委員会時に報告する。

(2) 調査研究の内容：

**第1分科会〔高山市議会の基本理念と議員の責務に関すること〕**

- ①高山市議会のあるべき姿について(地域主権時代の市民と議会、市長と議会の関係)
- ②高山市議会の基本理念について
- ③議員の責務及び活動原則について
- ④議員活動のあり方について(以下については分科会内で調整する)
  - ・会派について
  - ・政治倫理について
  - ・政策立案能力の向上について
  - ・審査能力の向上について
  - ・政務調査費について
  - ・選挙公営制度について

**第2分科会〔議会機能に関すること〕**

- ①高山市議会のあるべき姿について(地域主権時代の市民と議会、市長と議会の関係)
- ②高山市議会の活動原則について
- ③議会活動のあり方について(以下については分科会内で調整する)
  - ・本会議について
  - ・委員会及び協議会について
  - ・行政視察について
  - ・広報広聴活動について
  - ・姉妹友好都市交流について
  - ・議会事務局の体制について

**第3分科会〔定数・選挙区のあり方に関すること〕**

- ①高山市議会のあるべき姿について(地域主権時代の市民と議会、市長と議会の関係)
- ②高山市議会の議員定数・選挙区のあり方について

3. 小委員会

特別委員会及び分科会の運営方法についての検討、分科会間の連絡調整、特別委員会委員長が必要と認める事項についての決定を通じて、全体スケジュールの管理・調整を行う。

### Ⅲ. 各会の連動について

議論をより深めるために、会議の開催については、分科会～特別委員会～分科会のサイクルを基本とし、特別委員会終了後には分科会を行うものとする。なお、分科会長が必要と認める場合は、特別委員会開催日以外にも分科会を招集する。また、小委員会については、特別委員会、分科会の会議の進捗状況等を踏まえ、適宜開催する。

### Ⅳ. 組織構成等の変更について

調査研究の過程で新たに課題が生じたり、分科会の構成を変更したほうが望ましいと思われる状況が生じた場合などは、特別委員会の全体構成や調査事項等について総合的に検討し、必要に応じて要綱を改正して変更を行う。

### Ⅴ. 全体スケジュールについて

別途調整しながらすすめる。

### Ⅵ. その他

1. 情報収集： 情報収集に当たっては、議会図書室や議員パソコンを活用するとともに、任意の勉強会、会派の視察等で入手した情報を活用する。
2. 資料： 市民への説明責任を果たすとともに、議員間の議論を活性化させるために、議員自らが作成したり、収集した資料で議論を行う。なお、分科会での議論のベースとなる資料については、小委員会で確認する。
3. 庶務： 副委員長、副分科会長が中心となっていく。
4. 議会事務局： 招集通知、委員会室準備、会議録作成等を行う。

## 高山市議会改革等に関する特別委員会小委員会及び分科会設置要綱

(平成21年12月9日決定)

### (設置)

第1条 本市議会の議会改革等に関する事項についての調査又は検討を具体的かつ詳細に行う必要があるため、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第94条の規定に基づき、議会改革等に関する特別委員会（平成21年12月9日設置。以下「特別委員会」という。）に、小委員会及び分科会を置く。

### (小委員会の所掌事務)

第2条 小委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別委員会及び分科会の運営方法の検討に関すること。
- (2) 分科会間の連絡調整に関すること。
- (3) その他特別委員会委員長が必要と認める事項に関すること。

### (小委員会の組織等)

第3条 小委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 特別委員会委員長
  - (2) 特別委員会副委員長
  - (3) 議会運営委員会委員長
  - (4) 議会運営委員会副委員長
  - (5) 第5条第3項に規定する分科会の会長3人
- 2 小委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

### (小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、小委員会委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 小委員会は、必要があると認めるときは、小委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (分科会)

第5条 分科会は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 第1分科会 高山市議会の基本理念と議員の責務のあり方に関すること。
  - (2) 第2分科会 議会機能に関すること。
  - (3) 第3分科会 定数・選挙区のあり方に関すること。
- 2 分科会は、1分科会につき委員12人以内で組織する。

- 3 分科会ごとに会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 4 分科会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 分科会は、必要があると認めるときは、分科会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 小委員会及び分科会の委員の任期は、特別委員会の設置期間と同一の期間とする。

(報告)

第7条 分科会の会長は、分科会において検討した事項、活動等の経過及び結果を特別委員会に報告しなければならない。

(会議録の取扱い)

第8条 小委員会及び分科会の会議録は、要点記録とし、公開とする。

(資料作成)

第9条 分科会における資料については、議員が自ら作成することを原則とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、小委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、特別委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、特別委員会の設置の日から施行する。

## 議会改革等に関する特別委員会 委員構成

### 議会改革等に関する特別委員会

委員 長	車 戸 明 良
副委員 長	下 山 清 治
委 員	議 員 全 員

### 議会改革等に関する特別委員会 分科会

第1分科会		第2分科会		第3分科会	
会 長	小井戸 真人	会 長	中 田 清 介	会 長	木 本 新 一
副会長	橋 本 正 彦	副会長	松 葉 晴 彦	副会長	杉 本 健 三
委 員	若山 加代子	委 員	中 箴 博 之	委 員	岩 垣 和 彦
	真野 栄 治		丸 山 肇		中 田 裕 司
	倉 田 博 之		牛 丸 博 和		車 戸 明 良
	松 山 篤 夫		佐 竹 稔		石 原 孫 宏
	水 口 武 彦		野 村 末 男		水 門 義 昭
	増 田 繁 一		村 瀬 祐 治		藤 江 久 子
	岩 野 照 和		谷 澤 政 司		松 本 紀 史
	溝 端 甚 一 郎		今 井 武 男		島 田 政 吾
	村 中 和 代		伊 寫 明 博		牛 丸 尋 幸
大 木 稔	蒲 建 一	下 山 清 治			

### 議会改革等に関する特別委員会 小委員会

委員長	中 田 清 介	議会運営委員会副委員長、第2分科会長
委 員	車 戸 明 良	特別委員会委員長
	木 本 新 一	第3分科会長
	小井戸 真人	第1分科会長
	下 山 清 治	特別委員会副委員長、議会運営委員会委員長

※分科会、小委員会とも委員名は議席番号順

## 議会改革等に関する特別委員会 活動履歴

- 平成21年12月 9日 平成21年第5回定例会において議会改革等に関する特別委員会を設置  
第1回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会、小委員会  
※決定事項：役員、小委員会及び分科会設置要綱
- 12月10日 小委員会
- 12月14日 小委員会
- 12月18日 第2回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会  
※決定事項：運営方針
- 平成22年 1月 7日 各分科会、小委員会
- 1月14日 第3回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 1月22日 第4回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会  
※合意事項：高山市議会のあるべき姿
- 1月28日 第5回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会、小委員会
- 2月 4日 小委員会
- 2月 5日 第6回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会  
※合意事項：基本理念、議会の活動原則
- 2月10日 第7回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 2月17日 第3分科会
- 2月18日 第8回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 2月23日 第3分科会
- 2月24日 第9回 議会改革等に関する特別委員会、小委員会  
※合意事項：議員の責務及び活動原則
- 3月 1日 各分科会
- 3月 2日 第10回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会  
※合意事項：委員会活動を中心とした政策形成サイクルについて
- 3月11日 各分科会
- 3月15日 各分科会
- 3月12日 第11回 議会改革等に関する特別委員会
- 3月19日 第12回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 3月23日 第13回 議会改革等に関する特別委員会  
※合意事項：議員定数・選挙区のあり方
- 3月24日 平成22年第1回定例会において議会改革等に関する特別委員会報告（中間報告）